

## 地区協会規約

(趣旨)

第1 この規約は、会則第3条の規定にもとづき設置する地区協会の運営について定める。

(地区協会名称、事務所)

第2 地区協会は、次のとおり設け、事務所は、各消防署内に置く。

- (1) 東灘地区危険物安全協会
- (2) 灘地区危険物安全協会
- (3) 中央地区危険物安全協会
- (4) 兵庫地区危険物安全協会
- (5) 北地区危険物安全協会
- (6) 長田地区危険物安全協会
- (7) 須磨地区危険物安全協会
- (8) 垂水地区危険物安全協会
- (9) 西地区危険物安全協会
- (10) 水上地区危険物安全協会

(事業)

第3 地区協会の事業は、会則に定めるところにより本会として統括的に行う事業を除き、会則第4条に定める事業のうち、地区協会が必要とする事項について行う。

2 地区協会の事業計画及び予算の編成については、地区協会において行う。

(役員)

第4 地区協会に次の役員を置き、事業の円滑な運営遂行を図る。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 若干名
- (3) 理事 地区協会において定める数
- (4) 監事 3名以内

2 前項の役員の任期等については、会則第12条の規定を準用する。

(役員を選出)

第5 地区協会の役員を選出は次による。

- (1) 理事及び監事は、役員会において所属会員のうちから選出する。
- (2) 会長は所属常任理事があたる。
- (3) 副会長は、理事の互選により選出する。

(顧問及び参与)

第6 地区協会に、顧問及び参与を置くことができる。

2 顧問及び参与は、役員会の承認を得て、会長が委嘱する。

3 顧問及び参与は、重要な事項について会長の諮問に応じるほか、地区協会の会議に出

席し意見を述べることができる。

(役員職務)

第7 地区協会の役員は、それぞれ次の職務を行う。

- (1) 会長は、地区協会を代表し、業務の掌理にあたり、本規約第8に定める役員会の議長となる。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長が事故あるときは、あらかじめ会長が定める順序により、その職務を代行する。
- (3) 理事は、役員会を構成し、地区協会の運営及び活動の推進にあたる。
- (4) 監事は、地区協会の会計を監査する。

(役員会)

第8 役員会は、年1回以上会長が招集する。ただし、会長が必要と認めた場合は、臨時にこれを招集することができる。

- 2 役員会は、役員をもって構成する。
- 3 役員会は、役員数の2分の1以上の出席がなければ、開会することができない。
- 4 役員会に承認等を受ける事項は、次のとおりとする。
  - (1) 地区協会の事業計画に関する事項
  - (2) 地区協会の予算編成及び決算に関する事項
  - (3) 会則第14条に規定する代議員の選出に関する事項
  - (4) その他地区協会の運営上特に必要な事項
- 5 議決は、出席者の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(事務局)

第9 地区協会の事務を処理するため、地区協会事務局に次の職員を置く。

- (1) 幹事 若干名
- (2) 書記 若干名
- 2 幹事は、消防署査察係長の職にある者あるいはそれと同等の職にある者について会長が委嘱する。
- 3 書記は、幹事が指名する者をもってこれに充てる。

(経費)

第10 地区協会の事業又は運営に必要な経費は、会則第25条に規定する経費中より配当するもの及びその他の収入をもって充てる。

(簿冊)

第11 地区協会には、次の簿冊を備え付けておく。

- (1) 会員の名簿
- (2) 役員及び代議員の名簿
- (3) 金銭出納簿

- (4) 予算及び決算に関する書類
- (5) 事業計画及びその実施事項に関する書類
- (6) 議事に関する書類
- (7) その他必要な書類

(事業報告及び収支決算)

第 12 会長は、当該年度中に実施した事業及び収支決算報告書並びに翌年度の事業計画案及び予算案を作成し、役員会終了後すみやかに、本会会長に報告する。

(委任事項)

第 13 この規約に定めるもののほか、地区協会の運営について必要な事項は、役員会の承認を得て、会長が定めることができる。

附則

この規約は、昭和 53 年 4 月 1 日から施行する。

昭和 57 年 11 月 25 日一部改正

平成 3 年 6 月 7 日一部改正

平成 12 年 4 月 1 日一部改正

平成 16 年 6 月 11 日一部改正

平成 20 年 12 月 5 日一部改正

平成 24 年 4 月 1 日一部改正